

告示

埼玉県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
原市診療所	上尾市原市三三三六―四―二〇―一〇 七	令和二年三月二十五日
佐々木医院	上尾市平塚一七〇一	令和二年三月五日
柳澤医院	比企郡小川町大塚二一―七	平成三十年十月十一日
加藤医院	桶川市西一―一―七	令和二年三月二十日
くろさわ歯科医院	所沢市弥生町一七五五―一五九	令和二年二月二十八日
すこやか歯科	比企郡ときがわ町大字番匠二〇四―四	令和二年二月二十九日
ウエルシア春日部西口薬局	春日部市中央一―八―九	令和二年三月八日

第一薬局	イオン薬局 武蔵狭 山店	わかば薬局 日高店	SOMPOケア 春 春日部市大場一三三八一 高橋第三 日部武里 訪問看護 店舗一F	八潮市八條一五六七 八潮団地二二二号 棟	令和二年二月二十 九日
	狭山市入間川三三三二一五	日高市高萩一六一一四			令和二年二月二十 九日
					令和元年十二月三 十一日
					令和二年二月二十 九日

二 指定施術機関

氏名	住所		名称	所在地	施術所	廃止年月日
小林 正好						
健心堂						
三五	新座市栗原六一一					令和二年四月一日